

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

埼玉県行田市長

公表日

令和7年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務
②事務の概要	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書の受理、審査又は請求に対する応答に関する事務 ②行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第8条に基づく届出、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ③ひとり親家庭等医療費支給申請書の受理、審査又は請求に対する応答に関する事務
③システムの名称	・医療費助成システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭等医療費助成ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」）第9条第2項 行田市個人番号の利用に関する条例 別表第1の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法 第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子ども未来課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話048-556-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市健康福祉部子ども未来課 電話048-556-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を原則としている。住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2015/8/1	2017/4/1	事後	
平成29年6月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2015/8/1	2017/4/1	事後	
平成30年9月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年9月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策				様式変更に伴い新規記載
令和2年6月15日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	行田市 広報広聴課 〒361-8601	行田市 財産管理課 〒361-8601	事後	機構改革に伴う変更
令和2年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年12月7日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	行田市保険年金課 〒361-8601	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	
令和2年12月7日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	行田市財産管理課 〒361-8601	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	
令和2年12月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2020/4/1	2020/10/1	事後	
令和2年12月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/4/1	2020/10/1	事後	
令和3年12月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2020/10/1	2021/11/1	事後	
令和3年12月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/10/1	2021/11/1	事後	
令和4年12月23日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和4年12月23日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和4年12月23日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和6年9月9日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施期間における担	健康福祉部 保険年金課	健康福祉部 子ども未来課	事後	機構改革に伴う変更
令和6年9月9日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5	事後	機構改革に伴う変更
令和7年12月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年9月9日	令和7年9月9日	事後	
令和7年12月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年9月9日	令和7年9月9日	事後	
令和7年12月17日	Ⅳ リスク対策		8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高いと考えられる対策の追記	事後	様式変更に伴い新規記載